

七十七定額自動送金サービス規定

1. 送金指定項目の届出

七十七定額自動送金サービスのお取扱いにあたっては、あらかじめ送金期間・送金月・送金日・受取人等をご指定のうえ当行へお届けください。当行は、指定された送金日に受取人へ送金いたします。

この場合、預金の引落通知または振込領収書等の送付は省略させていただきます。

なお、送金期間は定額で毎月送金の場合は10年以内、不定額で毎月送金または不定額で任意月送金の場合は1年以内といたします。

2. 手数料

このお取扱いにあたっては、当行所定の手数料をいただきます。この場合、手数料領収書の送付は省略させていただきます。

手数料は諸般の事情により変更することがあります。

手数料を変更した場合は、変更日以降新手数料をいただきます。

3. 送金日

送金日が休日の場合は、送金日の翌営業日を送金日とします。なお、指定送金月に該当する送金日がない場合は、その月の末日をもって送金日といたします。

4. 送金額

送金額は、原則として月1回一定日の一定金額といたします。

ただし、年2回の増減金額または毎月異なった金額を指定することができます。

5. 指定預金口座からの引落し

- (1) 指定預金口座からの引落しについては、送金日の前営業日に送金額相当額(手数料含む)の残高がある場合のみ当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、当座小切手または普通預金通帳・払戻請求書等を省略して送金日の勘定で当行所定の方法により処理いたします。

したがって、送金日当日に指定預金口座へ入金された資金については、同日の引落し資金に充当しないものとして取扱います。なお、送金手数料についても同様の方法により処理いたします。

- (2) 指定預金口座の残高が引落し時点において送金額および送金手数料の合計額に満たないときは、とくに通知せずにその月の送金は取り止めいたします。なお、この場合の残高には未決済の証券類の金額は含まないものとします。

6. 送金の取消

送金を行った結果、受取人の口座がない等の理由により受取人の口座に入金できない場合は、その月の送金は、取り止めたものとして処理いたします。この場合、引落した送金手数料はお返しいたしません。

7. 送金の取り止め、変更など

送金を取り止める場合または送金指定項目を変更する場合は、ただちに当行へ届出のうえ所定の手続をお取りください。

ただし、届出の時期によっては、希望する送金月での取り止め、変更ができないことがあります。

届出がなかった、もしくは遅延したことによって生じた損害については、当行はその

責任を負いません。

8. 解約

- (1) この契約は、送金期間の満了をもって終了いたします。
- (2) 指定預金口座が解約された場合は、この契約は、自動的に解約されたものとして処理いたします。
- (3) この契約は、当行が必要と認めた場合はいつでも解約できるものといたします。
なお、これらの場合契約満了通知および解約通知は省略いたします。

9. 災害等による免責

次の各号の事由により送金の入金不能、入金遅延があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

- ① 災害・事変等その他当行の責によらないやむをえない事由があったとき
- ② 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信回線またはコンピュータ等に損害が生じたとき
- ③ 当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき

10. 規定の変更

- (1) この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) (1)の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上